平成２５年（フ）第１０６号
北海道苫小牧市日新町６丁目６番９号　アンビシャス日新Ｂ203
債務者　米澤　正明
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４３９号
仙台市太白区太白２丁目９番４―205号
債務者　高橋美代子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４８５号
宮城県宮城郡利府町花園２丁目15番地３
債務者　黒崎　　弘
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８９号
岐阜県各務原市尾崎北町２丁目40番地
債務者　稲葉さゝへ
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２６９号
岐阜県羽島郡岐南町上印食２丁目67番地　シルクハイツ203号室
債務者　中西　昭人
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２７０号
岐阜県羽島郡岐南町上印食２丁目67番地　シルクハイツ203号室
債務者　中西　果林
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２８１号
岐阜県瑞穂市野白新田268番地１　コーポフォレストＢ―102号
債務者　小森　一夫
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４４５号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番２―1001号
債務者　町口　安奈
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５４号
神戸市長田区長田天神町２丁目13番16号、従前の住所神戸市長田区高東町３丁目３番17号
債務者　野口　泰子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７６号
兵庫県西宮市津門綾羽町３番19号、前の住所兵庫県西宮市若草町１丁目１番２―401号
債務者　水田　典子
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目16番28号　アリアンナ武庫之荘403、前住所神戸市垂水区塩屋町６丁目10番26号
債務者　高濱　　健
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４４０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目９番４―102号、前住所兵庫県西宮市神明町８番２―905号　神明２号館
債務者　福山　真澄（旧姓有田）
1　決定年月日時　平成25年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７００号
広島市安佐南区大町西１―３―13―523、住民票上の住所広島市安佐北区亀山西２丁目24番32号
債務者　藤仙　学志
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８号
北海道小樽市桜５丁目５番23号
債務者　齊藤　俊克
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２６０号
金沢市平和町２丁目５番14号　県営住宅14棟425号
債務者　石川　秋代
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２７２号
金沢市馬替１丁目112番地１、従前の住所石川県白山市河内町江津い40番地
債務者　長谷川幸子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２６号
福井県敦賀市和久野25号32番地の７
債務者　植田　宏美
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
福井地方裁判所敦賀支部